

統計委員会基本計画部会第3ワーキンググループ会合（第1回） 議事概要

1 日 時 平成25年6月11日（火）10:00～12:00

2 場 所 中央合同庁舎第4号館2階 共用第3特別会議室

3 出 席 者

【委 員】

廣松委員（座長）、竹原委員、椿委員、樋口委員

【府省・地方公共団体等】

内閣府、総務省政策統括官室、総務省統計局、財務省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、青森県

【事務局】

内閣府統計委員会担当室：村上室長、佐々木企画官ほか

総務省政策統括官（統計基準担当）付：山田統計審査官、澤村企画官ほか

4 議事次第

- （1）第3ワーキンググループの検討の進め方について
- （2）統計の評価を通じた見直し・効率化について
- （3）その他

5 議事概要

- （1）第3ワーキンググループの検討の進め方について

<審議の進め方について>

事務局から、参考1に基づき、平成24年度統計法施行状況報告に関する審議の進め方について、参考2に基づき、平成24年度統計法施行状況審議における共通的な視点等について、参考3に基づき、基本計画部会ワーキンググループの運営について、それぞれ説明が行われた。

<ワーキンググループの審議体制について>

廣松座長から椿委員が座長代理に指名され、了承された。タスクフォースについては、審議の状況を踏まえつつ、必要に応じて設置することとされた。審議協力者の選定については、座長が座長代理と相談して決定することとされた。

<審議の具体的な進め方について>

事務局から、資料1に基づき、基本計画部会第3ワーキンググループの審議スケジュールについて、資料2に基づき、平成24年度統計法施行状況報告における各府

省の取組の概要、審議の際に留意すべきであると考えられる事項等について、それぞれ説明が行われ、了承された。主な意見等は、次のとおり。

- ・ 行政記録情報を活用した集計からは有用な情報が得られると考えられるが、外部からそれらを利用できるのか。
- 現在、政府でＩＴ化の推進の検討が進められている。その中で行政記録のオープンデータ化も課題となっており、次回の行政記録情報の審議の際に、その政府の取組も含め情報提供することとしたい。
- ・ 行政記録情報については、オープンデータ化に関する提言等も踏まえて議論する必要がある一方、データ提供の際には、個別の対象が識別されないことが必要であり、できることとできないことを明確に分けて議論する必要がある。
- ・ 各府省のリソースが減少する中で、調査の精度を保つために、個別の府省に助言等を行うことも重要と考えられる。そのような仕組みが可能かどうか検討していただきたい。
- ・ 二次的利用については、現状では主に研究者が利用しているが、その範囲を企業や個人にも広げるのかについても検討していただきたい。

（２）統計の評価を通じた見直し・効率化について

事務局から、平成24年度統計法施行状況報告における「統計の評価を通じた見直し・効率化」の概要について、説明が行われた。また、総務省政策統括官室から、「公的統計の品質保証ガイドライン」の概要について、総務省統計局、厚生労働省及び経済産業省から、平成24年度におけるガイドラインを踏まえた取組に関する補足説明がそれぞれ行われた。内閣府については、平成24年度統計法施行状況報告に記載はない旨の指摘がなされたのに対し、今年度中に計画を策定すべく検討しているとの説明が行われた。主な意見等は、次のとおり。

＜平成24年度におけるガイドラインを踏まえた取組について＞

- ・ 品質評価の取組については、各府省で差が見られるが、一定の方向に向けて進められている点は評価できる。今後、自己評価の結果を課題の抽出等にどうつなげていくのが重要になってくる。
- ・ 今回報告されている各府省の取組の中で進んでいる部分を参考にして、今後も引き続き取り組んでいただきたい。
- ・ 品質保証に関するガイドラインについて、その内容をより具体的なものにしていくことについても検討する必要がある。

＜「統計・データの質マネジメント研究会」における研究について＞

椿委員から、統計委員会の要請を受けて進められた日本品質管理学会の「統計・データの質マネジメント研究会」における研究について、説明が行われた。主な意見等は、次のとおり。

- ・ 研究会の成果も念頭に置いて、今後の品質評価の取組に関する検討をしていただきたい。
 - ・ 統計の作成プロセス全体を客観的に評価することで、どの部分に課題があるのかが把握できる。統計行政全体としてこれに取り組んでほしい。また、民間事業者への委託時の課題に関して、品質の観点から明確にすることが重要である。
 - ・ 国際的にみて、ISO20252を公的統計に適用している事例はあるのか。
- 東欧の国で、そのような事例があったと思う。また、イギリスでは、消費者物価指数の作成プロセスがISO9001の対象となっているようである。

＜標本設計、非標本誤差の評価等について＞

事務局から、統計の評価を通じた見直し・効率化に関連して、資料1に基づき、統計委員会等における、標本設計、非標本誤差の評価等に関する委員の意見について、説明が行われた。主な意見等は、次のとおり。

- ・ 統計の品質を1次統計の精度として狭義に捉えたのでは不十分で、2次統計の精度にどう影響するのかを踏まえて考えるべきである。
- ・ 我が国の集計においては、平均値が重視されてきたが、例えば不偏なものの中でより精度の高い推定方法を用いることで、精度を安定させることができると考えられる。また、外れ値については、それらを除くよりも、ウエイトを調整して集計に用いる方が母平均等の推定精度が向上する場合もある。さらに一部の統計では、傾向スコアによる欠測値補完の研究も行われているようである。このような理論的な面についても、検討する必要がある。統計学的に妥当な方法を取り入れることで、1次統計と2次統計の精度の向上にもつながる。)
- ・ これまで集計の際に欠測値の補完等に関しては慎重な態度がとられてきたが、調査環境が悪化する中で、単純な集計では処理できない場合もあり、その点を検討していくことも必要である。それに応じて2次統計の作成方法についても統計技術的な観点から検討することが、精度の面でも重要であると考えられる。
- ・ 1次統計と2次統計の関係については、国会でも指摘があったところである。そのような個別の府省での対応が難しい問題に関する助言等をどこが行うのかということも、重要な点である。
- ・ 統計の品質保証とは、統計が長期間見直されることもなく、漫然と作成・提供されることを防ぎ、また、利用者に対して十分な情報提供を行うことにより、利用の促進を図ろうとする取組であると理解する。

【廣松座長による取りまとめ】

- ・ 平成24年度法施行状況報告における統計の評価を通じた見直し・効率化に関する項目の評価については、統計の有用性、信頼性及び透明性の確保のための取組が進められており、実施済、継続実施等の評価は妥当と整理したい。

- ・ しかしながら、品質表示については一定の取組が進められているものの、更なる充実が必要である。品質評価については、今後も継続して取り組んでいくことが必要と考える。このため、次期基本計画では、各府省における取組のベストプラクティスの共有を促進することや自己評価結果とその結果に伴う統計の見直し結果を公表するなど、更なる取組の推進及び徹底を図る必要がある。
- ・ 統計の品質保証の取組にプロセス面を加えていくことは、現在の統計の品質保証の取組を強化し、統計の品質の向上及び透明性の確保を高めるものであり、次期基本計画では、日本品質管理学会の研究の成果も活用し、統計のプロセス保証の導入について検討を開始することについて提言したい。
- ・ 欠測、非対称等推計方法の見直し等の技術的課題については、検討方法、検討の場、統計委員会の関わり方等の、考慮すべき点が多くあり、また、今後の統計委員会の機能・部会運営に関連する部分もあることから、基本計画部会において検討をしていただくこととしたい。

(3) その他

次回の会合は6月26日（水）16時から開催する予定。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>